専決第６号

専決処分書

令和６年度養老町一般会計補正予算（第９号）を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和７年３月３１日

養老町長　　川　地　憲　元

令和６年度養老町一般会計補正予算（第９号）

令和６年度養老町一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９，０１０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３，０６７，７１４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		1, 552, 054	7, 391	1, 559, 445
	1. 国庫負担金	839, 959	7, 391	847, 350
15. 県支出金		1, 031, 761	591	1, 032, 352
	1. 県負担金	488, 116	591	488, 707
19. 繰越金		445, 360	1, 028	446, 388
	1. 繰越金	445, 360	1, 028	446, 388
歳入合計		13, 058, 704	9, 010	13, 067, 714

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		4, 447, 716	9, 010	4, 456, 726
	2. 児童福祉費	1, 589, 798	9, 010	1, 598, 808
歳出合計		13, 058, 704	9, 010	13, 067, 714

歳入歳出補正予算事項別明細書

1．総　括

歳　入

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	1,552,054	7,391	1,559,445
15. 県支出金	1,031,761	591	1,032,352
19. 繰越金	445,360	1,028	446,388
歳入合計	13,058,704	9,010	13,067,714

歳　出

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 民生費	4,447,716	9,010	4,456,726	7,982			1,028
歳出合計	13,058,704	9,010	13,067,714	7,982			1,028

2．歳入

（款）14.国庫支出金　　（項）　1.国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1.民生費国庫負担金	839,429	7,391	846,820
計	839,959	7,391	847,350

（款）15.県支出金　　（項）　1.県負担金

1.民生費県負担金	485,650	591	486,241
計	488,116	591	488,707

（款）19.繰越金　　（項）　1.繰越金

1.繰越金	445,360	1,028	446,388
計	445,360	1,028	446,388

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
2. 児童福祉費負担金	7,391	子どものための教育・保育給付交付金	7,391

2. 児童福祉費負担金	591	子どものための教育・保育給付交付金県費負担金	591

1. 前年度繰越金	1,028	前年度繰越金	1,028

3．歳出

（款）　3.民生費　　（項）　2.児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2.児童措置費	742,988	9,010	751,998	7,982			1,028
計	1,589,798	9,010	1,598,808	7,982			1,028

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
18. 負担金補助及び交付金	9,010	私立保育所等運営事業	9,010